

静情審第28号  
平成29年11月28日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年5月10日付け財税第61号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

核燃料税の更新に当たり電力事業者と協議した際の会議録等に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第208号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求に対し、静岡県知事（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる文書1から文書6（文書1から文書6までを合わせて、以下「本件対象公文書」という。）を特定し、別記3に掲げる部分を開示しないこととした決定については、別記4に掲げる部分を開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成28年2月10日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「直近の核燃料税の更新にあたり、電力事業者と協議した際の会議録および、協議の場で示した書類一式」に係る公文書の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成28年3月23日、実施機関は、上記開示請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとして一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成28年4月4日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成28年4月7日、実施機関はこれを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例は第1条で、条例の目的を「県政の公正な執行と県民の信頼の確保を図り、県民参加による開かれた県政を一層推進すること」と定めている。このような黒塗りだらけの文書開示は、情報公開の理念から逸脱していると言わざるを得ない。「協議内容については、なるべく表に出したくない」という姿勢があまりに目につく。
- (2) 核燃料税とは、地方自治体が独自に創設した法定外税である。静岡県の場合、課税対象者は特定の電力事業者だけであり、税収は電気料金に上乘

せされる形で、当該電力事業者管内の住民が支払っている。さらに、静岡県は電力事業者が設置した原発の再稼動について事実上の同意権を握るなど、電力事業者に対して優位な立場にあり、電力事業者は県の意向に逆らうことが困難な状況にある。それだけに、核燃料税の課税には透明性が求められる。

- (3) また、電力事業者は公益的な性格の強い企業であり、株式を上場していることもあり、原子力発電事業の業績や保有設備（帳簿額）、核燃料の保有量（帳簿額）など、既に相当程度の情報が公開されている。もし非公開にすべき部分があるとするならば、理由や根拠を明らかにすべきである。
- (4) そもそも税にはその性質上、高度な透明性と公平性が求められる。法定外税を創設する際は、総務大臣の同意を得ることが求められている。「著しく過大な負担ではないこと」などの「不同意三要件」が定められているうえ、総務大臣の同意判断に先立ち、地方財政審議会に諮ることになっている。ことほど左様に、法定外税の創設・運用には、慎重な判断と透明性の高さが義務付けられているところである。
- (5) こういった観点を無視し、意思決定の過程を秘密のベールに包むかのような本件処分の判断は、核燃料税への信頼性を根本から揺るがしかねない。ましてや本件処分は将来ではなく、既に決定している核燃料税についての情報公開を請求したものである。現行の核燃料税の税率や仕組みが、いかなる理由で決まり、それに対して納税者たる電力事業者がどのような主張をしたのか、静岡県は公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 出席者欄等における電力事業者の職員の職及び氏名については、実施機関からの説明等を受けたなどという個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。また、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- (2) 電力事業者の職員の発言に係る部分については、県に説明を行ったなどという個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当し、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。
- (3) 復命書等に記載された発言内容等は、電力事業者の事業計画等の内部管理情報に言及したものであり、開示することにより、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第

3号に該当する。

また、当該発言内容については、上記のような電力事業者の事業計画等の内部管理情報に関連したものであり、法定外税の賦課徴収に当たっては、特定納税義務者に丁寧な説明を行い、その理解を得ながら進めなければならないにもかかわらず、このような情報が開示されれば、特定納税義務者である電力事業者の信頼を損ない、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがある。

その結果、次回以降の核燃料税の更新の際に、電力事業者から資料提供等の協力を得にくくなるだけでなく、十分な協議ができないまま根拠となる核燃料税条例の案を議会に諮ることになってしまい、特定納税義務者の意見聴取や核燃料税条例案の議会での審議に混乱を招き、ひいては、原子力安全施設周辺の安全対策事業等の財源が確保できず、実施機関における安全対策等の事業の実施が困難となるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

- (4) 電力事業者から提出された回答文書の鑑に押印された職印の印影は、電力事業者の事業計画等の内部管理情報に関わるものであり、開示することにより、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。
- (5) 復命書等に添付された資料に記載された情報は、特定期間における核燃料の価額、納税額、資産等に係る電力事業者の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、電力事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する。

また、実施機関からの照会に対する回答文書は、核燃料税の課税検討資料として公にしないことを前提に任意に提供を求めた、上記のような電力事業者の内部管理に関する情報が記載されたものである。

法定外税の賦課徴収に当たっては、特定納税義務者に丁寧な説明を行い、その理解を得ながら進めなければならないにもかかわらず、このような情報が開示されれば、特定納税義務者の信頼を損ない、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがある。

その結果、次回以降の核燃料税の更新の際に、電力事業者から資料提供等の協力を得にくくなるだけでなく、十分な協議ができないまま根拠となる核燃料税条例案を議会に諮ることになってしまい、特定納税義務者の意見聴取や核燃料税条例案の議会での審議に混乱を招き、ひいては、原子力安全施設周辺の安全対策事業等の財源が確保できず、実施機関における安

全対策等の事業の実施が困難となるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

- (6) 異議申立人は、電力事業者が公益的な性格の強い企業であり、株式を上場していることもあり、原子力発電事業の業績や保有設備（帳簿額）、核燃料の保有量（帳簿額）など、既に相当程度の情報が公開されているなどとするが、公開されている情報は、原子力発電設備の帳簿価額であり、非開示とした設備の内訳については、非公開とされている。

核燃料の保有量については、発電用原子炉への挿入体数については、公開されているが、非開示とした核燃料の重量及び価額については、非公開とされている。

また、仮に公益的な性格の強い企業であっても、その権利、競争上の地位その他正当な利益は保護されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件対象公文書の性質及び内容

実施機関では、電力事業者が設置した原子力発電所の立地に伴う全対策等の財政需要に対応するため、当該発電所の設置者である電力事業者を唯一の納税義務者とする法定外税として、昭和55年度から核燃料税を賦課徴収している。

なお、実施機関は、課税の根拠となる核燃料税条例を5年ごと新たに制定してきた。これは、実施機関によると、社会経済情勢の変化や税源の状況、財政需要、納税者の負担等を勘案して、核燃料税条例の効力を有する期間を5年間としているためとのことである。

本件対象公文書は、核燃料税条例の効力を有する期限である平成26年度において、平成27年度から平成31年度までの期間の核燃料税の賦課徴収に向けて、実施機関が特定納税義務者である電力事業者と協議した際の打合せ記録等の文書である。

- (2) 非開示情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書について別記3に掲げる部分を開示しないこととしているため、以下検討する。

ア 復命書等の出席者欄等に記載された電力事業者の職員の職及び氏名  
復命書等の出席者欄及び発言者欄に記載された、電力事業者の職員の

職名及び氏名が非開示とされている。

当該情報については、実施機関の主張するとおり各職員の個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

また、特定の法人の特定の職員がいつ、どこで、誰と面会したかという情報は、公にされる慣行が存在すると認めることもできないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しないし、条例第7条第2号ただし書イ及びウに該当する事情もうかがえない。

さらに、当該情報は氏名等の個人識別部分そのものであるため、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることもできないことから、非開示とすることが妥当である。

#### イ 復命書等に記載された発言内容

復命書等の内容欄に記載された、実施機関の職員及び電力事業者の発言内容等が非開示とされている。

当該非開示箇所は、特定納税義務者である電力事業者と実施機関が、核燃料税の更新に係る県議会手続を控えた時期に行った打合せ等の復命書に記載されており、核燃料税の更新に係る質疑や考え方などについて、忌たんのない意見を交わした際のやり取り等が記録されている。

実施機関は、当該非開示箇所について、電力事業者の事業計画等の内部管理情報等に言及したものであり、開示することにより、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると主張している。

また、当該発言内容については、上記のような電力事業者の事業計画等の内部管理情報に関連したものであり、法定外税の賦課徴収に当たっては、特定納税義務者に丁寧な説明を行い、その理解を得ながら進めなければならないにもかかわらず、このような情報が開示されれば、特定納税義務者の信頼を損ない、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとする。

その結果、次回以降の核燃料税の更新の際に、電力事業者から資料提供等の協力を得にくくなるだけでなく、十分な協議ができないまま核燃料税条例案を議会に諮ることになってしまい、特定納税義務者の意見聴取や核燃料税条例案の議会での審議に混乱を招き、ひいては、原子力安全施設周辺の安全対策事業等の財源が確保できず、実施機関における安全対策等の事業の実施が困難となるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると主張している。

しかし、内容を個別に見ていくと、別記4の「開示すべき部分」欄の記載内容は、実施機関が電力事業者に説明した訪問の趣旨や、知事との面会後に実施機関の職員等と面会した事実のみを記した記録等であり、本件対象公文書内の開示部分で明らかになっている内容や、単に儀礼的な挨拶を交わした内容、既に周知の事実となっている内容等である。

これらは、電力事業者の事業に関する情報とはいいがたい情報や、電力事業者の事業に関する情報ではあるものの既に公になっている情報等であり、開示したとしても電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第7条第3号に該当するとは認められないし、そのような情報等を開示したとしても、電力事業者との信頼を損なうおそれがあるとまではいえず、条例第7条第6号に該当するとも認められないため、開示すべきである。

なお、その余の部分は、核燃料税の更新に係る電力事業者の経営方針や事業計画など電力事業者の内部管理に属する情報等に言及したものであり、このような情報等が開示されれば、実施機関は電力事業者からの信頼を損ない、次回以降の核燃料税の更新の際に電力事業者と十分な意思疎通が難しくなるなど、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、条例第7条第3号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

ウ 電力事業者から提出された回答文書の鑑文に押印された職印の印影  
実施機関の照会に対して電力事業者から提出された回答文書の鑑文に押印された、電力事業者の職印の印影が非開示とされている。

当該印影は、電力事業者の内部管理に係る情報であり、開示されることにより、当該印影の偽造や悪用がなされるなど、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると認められ、非開示とすることが妥当である。

エ 復命書等に添付された資料に記載された電力事業者の情報

実施機関の照会に対して電力事業者から提出された回答文書及び打合せ時の当日資料等に記載された情報のうち、一部が非開示となっている。

当該非開示箇所は、特定納税業者である電力事業者の担税能力や今後の設備投資計画等を調査するために、電力事業者が実施機関からの



求めに応じて提供した、特定期間における核燃料の価額、納税額、資産等の情報であり、いずれも電力事業者の内部管理に関する情報であると認められる。

このような情報が開示されれば、電力事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

また、これらは、実施機関が電力事業者に任意で提供を求めたものである。このような情報が開示されれば、実施機関は電力事業者との信頼を損ない、次回以降の核燃料税の更新の際に、電力事業者から資料提供等の協力を得にくくなるなど、核燃料税の賦課徴収に係る事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当すると認められる。

以上のことから、当該情報のうち実施機関が本件処分で非開示とした情報は、非開示とすることが妥当である。

この他にも、異議申立人は種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記5のとおりである。

別記1 開示請求の内容

直近の核燃料税の更新にあたり、電力事業者と協議した際の会議録および、協議の場で示した書類一式

別記2 実施機関が特定した公文書（「本件対象公文書」）

文書	対象公文書
1	平成26年5月29日 電力事業者静岡支店訪問記録
2	平成26年6月18日 核燃料税に関する打ち合わせ復命書
3	平成26年6月30日 電力事業者来庁記録 ①来庁記録本体 ②県税に係る照会に対する回答書
4	平成26年9月18日 核燃料税に関する打ち合わせ復命書 ①復命書本体 ②打合せ資料
5	平成26年10月21日 核燃料税更新に関する正式申し入れ復命書 ①復命書本体 ②核燃料税第8期更新（案）について
6	平成26年11月26日 来庁記録票

別記3 実施機関が開示しないこととした部分（開示しないこととした部分の欄の○数字は条例第7条の該当号を示す）

文書	対象公文書	開示しないこととした部分
1	平成26年5月29日 電力事業者静岡支店訪問記録	②電力事業者の職員の職、氏名 ③⑥電力事業者の発言内容、実施機関の職員の発言内容並びに実施機関の対応方針
2	平成26年6月18日 核燃料税に関する打ち合わせ復命書	②電力事業者の職員の職、氏名 ③⑥電力事業者の発言内容、実施機関の職員の発言内容
3	平成26年6月30日 電力事業者来庁記録	②電力事業者の職員の職、氏名 ③⑥電力事業者の発言内容、要望内容、実施機関の職員の発言内容
	②県税に係る照会に対する回答書	②回答鑑における回答者である電力事業者の職員の職及び氏名 ③回答鑑における回答者である電力事業者の職員の職印 ③⑥回答様式中に記載された内容のうち下表1に係るもの

文書	対象公文書		開示しないこととした部分
4	平成 26 年 9 月 18 日 核燃料税に関する打ち合わせ復命書	① 復命書 本体	②電力事業者の職員の職、氏名 ③⑥電力事業者の発言内容、実施機関の職員の発言内容
		② 打ち合わせ資料	③⑥下表 2 に係るもの
5	平成 26 年 10 月 21 日 核燃料税更新に関する正式申し入れ復命書 ①復命書本体		②電力事業者の職員の職、氏名 ③⑥電力事業者の発言内容、実施機関の職員の発言内容
6	平成 26 年 11 月 26 日 来庁記録票		②電力事業者の職員の職、氏名 ③⑥内容欄における電力事業者と実施機関とのやりとり

表 1 対象公文書 3 のうち「県税に係る照会事項」回答様式中での非開示部分

該当頁	非開示情報
1	1 核燃料税に関する事項 (2) 各原子炉の核燃料の挿入見込(実績)体数、挿入見込(実績)数量及び見込(実績)価額についての表中の挿入量及び価額
3	1 核燃料税に関する事項 (3) 使用済燃料の貯蔵見込量及び輸送見込についての表中の重量
4・5	2 法人事業税及び法人県民税に関する事項 (1)法人二税の実績(見込) ア 法人事業税の表中の金額、欄外の注釈
6	2 法人事業税及び法人県民税に関する事項 (1)法人二税の実績(見込) イ 法人県民税の表中の金額、欄外の注釈
7	3 大規模償却資産(固定資産税関係)に関する事項 (1)償却資産の増減予定額についての表中の現在高の金額
7・8	4 不動産取得税に関する事項(1)建物建築計画についての表中の建物完成予定時期、建屋名、構造、階数、規模(延床面積)、主要用途(一部の建屋名を除く)
9	5 その他の事項 (3)平成 26 年から平成 31 年までの間の固定資産除却損の計上予定の表中の除却損計上時期、建屋名、予定額
-	静岡県内における電力事業者販売電気量(平成 25 年度)の表中の販売金額、業務用及び産業用他の契約数

表2 対象公文書4のうち打合わせ資料内での非開示部分

該当頁	非開示情報
2	核燃料税の税込算定方法のうち、核燃料の挿入体数、核燃料単価
3	第8期核燃料税関係総括表（平成27年度～31年度） 1 財政需要額の表中の原発立地に伴う増収額、法人県民税、法人事業税、地方法人特別譲与税、不動産取得税、固定資産税、財源措置のない財政需要額の金額
3	第8期核燃料税関係総括表（平成27年度～31年度） 2 核燃料税税収の見込額の表中の「財源措置のない財政需要額」を充足するために必要な税率
4	過去の財政需要と税収の状況の表中の原発立地に伴う増収額、財源措置のない財政需要額、財源措置のない財政需要－税収見込額の金額
4	過去の財政需要と税収の状況の表中の必要税率換算（財源措置のない財政需要額／核燃料税課税標準額）
4	過去の財政需要と税収の状況 1 計画ベースの表中の充足率（5年間の税収見込額／財源措置のない財政需要額）
4	過去の財政需要と税収の状況 2 計画ベースを実績に置換の表中の充足率（5年間の税収額／財源措置のない財政需要額）
6	原発立地に伴う法定税目の増収額（1）増収見込額及び実績額の表中の法人県民税、法人事業税、地方法人特別譲与税、不動産取得税、固定資産税、計の金額、欄外の注釈
6	原発立地に伴う法定税目の増収額（2）第7期の各税目の年度別見込額内訳 ア 法人県民税の表中の金額、欄外の注釈
6・7	原発立地に伴う法定税目の増収額（2）第7期の各税目の年度別見込額内訳 イ 法人事業税の表中の金額、欄外の注釈
7	原発立地に伴う法定税目の増収額（2）第7期の各税目の年度別見込額内訳 ウ 地方法人特別譲与税の表中の金額、欄外の注釈
7	原発立地に伴う法定税目の増収額（2）第7期の各税目の年度別見込額内訳 エ 不動産取得税の表中の金額、欄外の注釈
7	原発立地に伴う法定税目の増収額（2）第7期の各税目の年度別見込額内訳 オ 大規模償却資産に係る固定資産税の表中の課税標準額、比較、県税の判定結果、欄外の注釈

別記4 開示すべき部分

文書	対象公文書	開示すべき部分
1	平成26年5月29日 電力事業者 静岡支店訪問記録	「1 県側説明（杉本課長）」内に記載された内容 「3 今後の対応」内に記載さ

文書	対象公文書	開示すべき部分
		れた内容
2	平成26年6月18日 核燃料税に関する打ち合わせ復命書	内容欄のうち、「1 県側説明（川和田局長）」内に記載された内容
4	平成26年9月18日 核燃料税に関する打ち合わせ復命書 ①復命書本体	内容欄のうち、「1 県側説明（若原局長）」内に記載された内容
5	平成26年10月21日 核燃料税更新に関する正式申し入れ復命書 ①復命書本体	内容欄のうち、「1 県側説明（下山経営管理部長）」内に記載された内容
6	平成26年11月26日 来庁記録票	内容欄のうち、2頁目に記載された内容（1行目の6文字目から8文字目を除く。）

#### 別記5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成28年5月10日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成28年7月14日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成28年7月25日	審議	第298回
平成28年9月26日	審議	第300回
平成28年12月19日	審議	第303回
平成29年3月27日	審議	第306回
平成29年4月24日	審議	第307回
平成29年5月29日	審議	第308回
平成29年6月26日	審議	第309回
平成29年7月31日	審議	第310回
平成29年8月28日	審議	第311回
平成29年9月27日	審議	第312回
平成29年10月31日	審議	第313回
平成29年11月28日	審議、答申	第314回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池田 恵子	静岡大学教育学部教授	第 300 回、第 303 回、 第 306 回～第 314 回
大原 和彦	弁護士	第 313 回～第 314 回
興津 哲雄	弁護士	第 298 回、第 300 回、 第 303 回、第 306 回～ 第 312 回
高橋 正人	静岡大学人文社会科学部准教授	第 298 回、第 300 回、 第 303 回～第 309 回、 第 311 回～第 314 回
牧田 晃子	弁護士	第 298 回、第 303 回、 第 306 回～第 314 回
望月 律子	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	第 298 回、第 300 回、 第 303 回、第 306 回～ 第 314 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部長	第 298 回、第 300 回、 第 303 回、第 307 回～ 第 314 回